

物品売買請書条項

第1条 納入する物品は、定められた規格又は見本どおりであって、納期内に検査に合格したものに限る。

第2条 書面による承諾を得ないでこの契約によって生ずる権利を第三者に譲渡し、又は担保に供することはしない。

第3条 検査の結果不合格となった場合は、当方の負担において直ちに良品と交換、若しくは修補し、又は値引きする。

第4条 納入代金は、受渡完了後、適法な支払請求書を提出してから30日以内に支払を受ける。

第5条 単価契約の場合には、毎1月分を取りまとめ翌月請求するものとし、その支払請求額は、消費税額及び地方消費税額（免税事業者の場合は、消費税及び地方消費税相当額とする。以下同じ。）抜き契約単価に確定数量を乗じて得た額の合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく税率を乗じて得た消費税及び地方消費税（円未満切捨て）を加算した額とする。ただし、消費税及び地方消費税込みの単価で契約した場合又は免税事業者だけの見積りにより消費税及び地方消費税相当額を控除していない単価で契約したときには、同契約単価により算定し、消費税額及び地方消費税額の加算は行わないものとする。

第6条 支払遅延利息については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に規定するところによるものとする。

第7条 天災地変その他やむを得ない理由により納期に納入することができないときは、貴官にその理由を記した書面を提出して、納期の延期又は契約の解除を申請し、その承認を受ける。

第8条 前条以外の理由により、貴官の承認を得て納期を過ぎて納入したときは、遅延料として納期の翌日から起算して納入の日まで遅延1日について未納分の金額の1,000分の1に相当する金額を指定された期日までに納付する。ただし、その金額が100円未満である場合はこの限りでない。

第9条 保証期間は、納入後1年とする。ただし、仕様書に示された場合は、これによる。

第10条 検査の結果、不合格となったとき又は保証期間内に契約不適合（納

入した契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと。)が発見されたときは、当方の負担により指定された期日までに修補又は良品と交換する。

第 1 1 条 納入検査前に生じた物品の滅失、き損等すべての危険負担については、当方の負担において処置する。

第 1 2 条 当方が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合は、契約を解除され、違約金として解除部分に対する契約金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を指定された期日までに納付する。ただし、その額が 1 0 0 円未満である場合はこの限りでない。

2 契約の解除が単価契約に係る場合には、その解除部分の金額は、発注数量に消費税額及び地方消費税額抜き契約単価を乗じ、その額から納入済部分の金額を差し引いた額に、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切捨て）を加算した額とする。

第 1 3 条 違約金又は遅滞料を指定された期日までに納付しない場合は、納付期間満了の日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和 3 1 年政令第 3 3 7 号）第 2 9 条第 1 項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として支払う。

第 1 4 条 この契約においては、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 1 3 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

第 1 5 条 前各条以外の事項については、貴官と協議の上、その指示に従う。